

飛騨高山お試しサテライトオフィスの管理運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高山市でのサテライトオフィスに興味がある者にお試しサテライトオフィスを利用させるに当たり、適正な管理運営を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 置 |
|-----------------------------------|-------------|
| 飛騨高山お試しサテライトオフィス（以下「お試しオフィス」という。） | 高山市上切町26番地3 |

(対象者)

第3条 お試しオフィスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、飛騨地域に本社及び住民票を有する者は対象外とする。

- (1) 高山市においてサテライトオフィス及びテレワークの開設を検討している法人、団体、グループ及び個人（以下「事業者」という。）
- (2) 高山市において事務所等の開設又は起業を検討している事業者
- (3) その他お試しオフィスを利用させることが適当であると市長が認める者

(対象施設)

第4条 対象施設は、別表のとおりとする。

- 2 専用スペースについては、1事業者1部屋までとする。ただし、市長が認める場合は最大2部屋まで利用することができる。
- 3 専用スペース及び駐車場所の利用希望は先着順とする。

(利用期間等)

第5条 利用期間は、最短1日から最長3か月とする。ただし、市長が認める場合は利用期間を延長することができる。

- 2 施設の利用回数に制限は設けないが、第1回目の利用期間終了後でなければ2回目以降の利用を申請することはできない。

(利用時間)

第6条 利用時間帯に制限は設けないが、宿泊は禁止とする。ただし、お試し勤務を実施する上で、真に必要と認められる場合を除く。

(利用の申請及び許可)

第7条 お試しオフィスを利用しようとする事業者は、利用しようとする日の2週間前までに、飛騨高山お試しサテライトオフィス利用申込書（別記様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用を許可したときは、飛騨高山お試しサテライトオフィス利用通知書（別記様式第2号）を交付する。

3 市長は、第1項の許可に当たって、お試しオフィスの管理上必要な条件を付することができる。
（利用期間の延長）

第8条 第5条第1項ただし書の規定により利用期間を延長する場合は、利用期間が終了する日の2週間前までに、飛騨高山お試しサテライトオフィス利用延長申込書（別記様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の利用期間の延長について準用する。
（利用権の譲渡等の禁止）

第9条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外にお試しオフィスを利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用の不許可）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お試しオフィスの利用を許可しないことができる。

(1) 政党又は政治活動を行う事業者

(2) 宗教団体活動を行う事業者

(3) 貸金又は消費者金融事業を行う事業者

(4) 商品先物取引に関する事業を行う事業者

(5) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で商品を販売する活動を行う事業者

(6) 消費者センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっている事業者

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業（専ら飲食を主体とする食堂又はレストラン等の営業を除く。）、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の事業者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(10) 利用者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(11) 利用者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(12) 利用者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

- (13) お試しオフィスの管理上支障があると認められたとき。
- (14) お試しオフィス又はその付属設備を損傷するおそれがあると認められたとき。
- (15) お試しオフィスを利用させることが適当でないと認めたとき。
- (16) 用途変更を伴うもの
(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お試しオフィスの利用の許可を取消し、又は利用の停止を命じることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく許可の条件に違反したとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 許可を受けた後において前条各号の規定に該当したとき。
- (5) 近隣住民及び他の利用者に迷惑をかけたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたことにより利用者が受けた損害については、市長はその責を負わない。

3 市長は、第1項の利用の許可の取消しにより損害を受けたときは、利用者に対し、その損害賠償を求めることができる。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 高山市サテライトオフィス誘致戦略策定のアンケート、ヒアリング等に協力すること。
- (2) お試しオフィス及びその付属設備を損傷し、又は汚傷しないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) お試しオフィスの清掃は利用者が全て行うこと。
- (5) お試しオフィスの除雪は利用者が行うこと。
- (6) 共用スペースを専用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 前項第4号、第5号及び第6号については、利用者が複数いる場合は、利用者同士の話し合いにより分担及び調整して利用、実施すること。

(利用料)

第13条 お試しオフィスの利用料は無料とする。ただし、無料とする範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 施設及び設備の賃借料

(2) 光熱水費

(3) 通信料

(4) その他施設の維持管理に必要な費用

2 前項の規定にかかわらず、利用者自らが取り付ける設備等に関連する全ての費用及び第6条ただし書の規定により利用する場合の全ての費用については、利用者の負担とする。

(利用の取消し又は変更)

第14条 利用者が利用を取り消し、又は利用許可事項の変更をしようとするときは、飛騨高山お試しサテライトオフィス利用取消（変更）届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第15条 利用者は、お試しオフィスに特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、利用者の負担において特別の設備を設けることができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、お試しオフィスの利用を終了したとき又は第11条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、建物、設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(退館)

第18条 市長は、この要綱に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、退館を命ずることができる。

(事故等の賠償)

第19条 市長は、利用者がその利用中の自己の過失により負傷し、又は死亡したときは、一切の責任を負わない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、お試しオフィスの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第4条関係）

| | | 施設 | 間取り |
|--------|------|-------------|---------------|
| 専用スペース | 1階 | 和室5 | 8畳 |
| | | 和室6 | 6畳・押入 |
| | | 和室7 | 10畳・押入 |
| | | 和室9 | 8畳・トイレ②・縁側・押入 |
| | 2階 | 和室10 | 7畳半・押入 |
| | | 和室11 | 11畳・押入 |
| 共用スペース | 1階 | 玄関 | — |
| | | 土間 | — |
| | | 台所 | — |
| | | 板の間 | — |
| | | 和室1 | 8畳 |
| | | 和室2 | 8畳 |
| | | 和室3 | 8畳 |
| | | 和室4 | 8畳 |
| | | 和室8 | 8畳 |
| | | トイレ① | — |
| | | 階段 | — |
| | 廊下 | — | |
| | 2階 | 板の間 | — |
| | 別棟 | トイレ | — |
| | | 風呂 | — |
| | | 洗濯場 | — |
| | | 乾燥室 | — |
| | ガレージ | 駐車場 | 3台 |
| | その他 | 空き地（駐車スペース） | 10台 |
| | | 畑 | — |